

福島県中通り地方で小児科クリニックを経営する申立人について、原発事故による自主的避難に起因する患者（子供）の減少により生じた逸失利益等が賠償された事例。

786

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア 損害項目 営業損害（逸失利益）
期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年11月30日

イ 損害項目 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金696万6514円の支払義務のあることを認める。

（内訳）

ア 営業損害（追加的費用）	金676万3605円
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用	金20万2909円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月29日

（仲介委員 小島延夫）